

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：土岐市役所

令和8年5月28日公表

1. 職員の男女の給与の額の差異

（1）全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	82.2	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	75.4	%
全職員	55.7	%

（2）「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

①役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
部局長・次長相当職	99.3	%
課長相当職	98.0	%
課長補佐相当職	94.9	%
係長相当職	93.3	%

②勤続年数別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	91.9	%
31～35年	90.7	%
26～30年	95.8	%
21～25年	89.7	%
16～20年	80.4	%
11～15年	88.1	%
6～10年	92.4	%
1～5年	77.4	%

【説明欄】

・全職員の男女の給与の差異について

全職員のうち、50.2%が任期の定めのない常勤職員以外の職員であり、そのうちの77.0%が女性職員です。当該区分においては、短時間の勤務に従事する者が多く、低い給与水準となっているため、差異が生まれています。

・任期の定めのない常勤職員の給与の男女の差異について

扶養手当の受給者に占める男性の割合は92.0%、住居手当の受給者に占める男性の割合は72.0%であるため、差異が生まれています。

また「1～5年」の区分においては、当該職員の本市採用年度を1年目とするよう定義されています。採用前の他機関での経験年数を考慮した給与決定がなされている男性職員の割合が多いため、差異が生まれています。

2. 管理職に占める女性職員の割合（令和8年4月1日現在）

管理職数	うち女性職員	女性の割合
50	11	22.0%

3. 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（一般行政職）（令和8年4月1日現在）

	合計数	うち女性職員	女性の割合
係長相当職	90	30	33.3%
課長補佐相当職	48	5	10.4%
課長相当職	34	9	26.5%
部長相当職	16	2	12.5%

4. 採用した職員に占める女性職員の割合

職種	採用者数	うち女性採用者数	女性の割合
一般事務職	3	2	66.7%
機械技術職	1	0	0.0%
歯科衛生士	1	1	100.0%
保育士・幼稚園教諭	5	5	100.0%
消防職	3	1	33.3%
技能労務職	1	0	0.0%
合計	14	9	64.3%

5. 平均継続勤務年数の男女の差異（令和8年4月1日現在）

	男性職員	女性職員
勤続勤務年数	20.1	15.2

6. 男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況

(1) 男女別の育児休業取得率

区分	令和7年度
男性	45.5%
女性	100.0%

(2) 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	男性	女性
1週間未満	20.0%	0.0%
1週間以上2週間未満	0.0%	0.0%
2週間以上1月以下	40.0%	0.0%
1月超3月以下	20.0%	0.0%
3月超6月以下	0.0%	0.0%
6月超9月以下	0.0%	8.3%
9月超12月以下	0.0%	0.0%
12月超24月以下	0.0%	8.3%
24月超	20.0%	83.3%

7. 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率並びに合計取得日数の分布状況

取得率	取得期間	
	5日未満	5日以上
90.0%	88.9%	11.1%

8. 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員1人あたりの1月あたりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

令和7年度	10.7時間/月
-------	----------

9. 年次休暇の取得状況

職員1人あたりの年次有給休暇取得日数

令和7年度	15.0日/年
-------	---------